

令和 2 年 度
大崎地域広域行政事務組合職員採用試験案内

令和 2 年 7 月 1 日
大崎地域広域行政事務組合

1 試験区分・職種・採用予定人員等

試験区分	職 種	採用予定人員	職 務 内 容
初 級 (高校卒業程度)	事務職	若干名	一般事務に従事
	技術職	若干名	一般廃棄物処理施設において、職種に応じた技術的・専門的業務に従事

2 受験資格

(1) 年齢・資格

試験区分	職 種	受 験 資 格
初 級	事務職	平成 1 1 年 4 月 2 日から平成 1 5 年 4 月 1 日までに生まれた人
	技術職	平成 6 年 4 月 2 日から平成 1 5 年 4 月 1 日までに生まれた人

(2) 次のいずれかに該当する方は、(1)の要件を満たしていても受験できません。

- ・日本の国籍を有しない者
- ・禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日時及び試験会場

試 験	日 時	試 験 会 場
第一次試験	令和 2 年 1 0 月 1 8 日 (日) 午前 1 0 時～	大崎市古川千手寺町二丁目 5 番 2 0 号 大崎地域広域行政事務組合庁舎 5 階多目的講堂 (変更の場合あり)
第二次試験	1 1 月下旬 (予定)	大崎市古川千手寺町二丁目 5 番 2 0 号 大崎地域広域行政事務組合庁舎 (変更の場合あり)

※ 第二次試験の詳細については、第一次試験の合格者に別途通知します。

4 試験の内容

試験	試験種目	内 容
第一次試験	教養試験（択一式） （各職種共通） 試験時間：2時間	時事，社会・人文，自然に関する一般知識並びに文章理解，判断・数的推理，資料解釈に関する能力についての筆記試験（択一式）
	性格特性検査 （各職種共通） 検査時間：20分	公務員に求められる資質についての検査
第二次試験	面接試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験
	作文試験	公務員として必要な表現力，判断力，思考力等についての記述試験

5 受験手続及び受付期間

受付期間	令和2年7月1日（水）から9月7日（月）午後5時まで（ 必着のこと ） ※ 受付時間は，午前8時30分から午後5時まで。ただし，土曜日，日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日は除きます。
申込書の配付	申込書は令和2年7月1日（水）から大崎地域広域行政事務組合事務局総務課人事厚生係（5階）及び大崎生涯学習センターで配付します。 なお，郵送を希望する場合は，封筒の表に「職員採用統一試験受験案内請求」と朱書きし，宛先を明記した返信用封筒（角形2号，120円切手を貼付）を必ず同封してください。
申込方法及び申込先	申込書に必要事項を記入し，所定の箇所に写真及び申込書にある返信用はがきに63円切手を貼付のうえ，大崎地域広域行政事務組合事務局総務課人事厚生係宛てに提出してください。 （郵送の場合は，封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。）
受験票の交付	受付締切後に発送しますが，令和2年9月25日（金）までに届かない場合は，事務局総務課人事厚生係に照会してください。

6 合格発表

第一次試験合格発表	11月上旬予定（受験者全員に書面で通知します。）
第二次試験合格発表	12月上旬予定

7 給与

区分	給料月額	その他の手当
初級	150,600円	左記の他に、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給要件により支給されます。

※ 上記金額は、高等学校（初級）卒業直後に採用された者に対する支給額です。（令和2年4月1日現在）

8 試験結果の開示

この試験の結果については、大崎地域広域行政事務組合個人情報保護条例（平成16年大崎地域広域行政事務組合条例第6号）により、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、受験票及び本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、下表の開示場所に直接おいでください。なお、電話やはがき等による開示の請求はできません。

試験	開示請求できる方	開示内容	開示期間等	開示場所
第一次試験	不合格者	総合順位及び総合得点	合否発表の日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日は除く。）午前9時から午後5時まで	大崎地域広域行政事務組合事務局総務課
第二次試験	第二次試験受験者			

9 その他

受験手続、その他に関する問い合わせ先

〒989-6174

宮城県大崎市古川千手寺町二丁目5番20号

大崎地域広域行政事務組合事務局総務課人事厚生係

電話 0229-23-2325